

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年11月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300125号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300071号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成12年8月1日から平成14年11月5日まで

前回、請求期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする令和3年9月27日付けの通知を受け取った。

しかし、請求期間においてA社に正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に加入していないことは、同社及び社会保険事務所に責任があると考えられるので、再度、審議の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、A社から提出された請求者の履歴書及び平成12年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿、同社の回答、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚の回答により、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが認められるものの、i) 同社の事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかった旨回答していること、ii) 請求期間のうち平成12年8月1日から同年12月1日までの期間について、上述の平成12年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿によると、給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できること、iii) 請求期間のうち平成12年12月1日から平成14年11月5日までの期間について、同社は、当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管していないこと、iv) 請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保管していないこと、v) 複数の同僚に照会を行ったものの、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答等は得られないことなどから、既に令和3年9月27日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする東海北陸厚生局長

の決定が通知されている。

これに対し、今回、請求者は、新たにA社における複数の同僚の名前及び同社の関連会社であるB社の役員の名前を挙げて話を聞いてほしい旨主張している上、A社に正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に加入していないことは、同社及び社会保険事務所（当時）の責任である旨の主張を記した書面を提出し、再度、訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者が挙げたA社の複数の同僚からは回答を得られない上、請求者が名前を挙げたB社の役員は既に退任しているところ、同社の総務担当者は、関連会社であるA社の社会保険事務については関わっていない旨陳述している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録訂正が認められるのは、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合であるところ、請求者からは厚生年金保険料の控除に係る新たな資料の提出はなく、厚生年金保険に加入していないことは、同社及び社会保険事務所の責任であるとする請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。